

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第10号 令和元年6月宇治市議会定例会の招集
.....（行政経営課）…2
- 告示第11号 指定代理納付者の指定.....（ごみ減量推進課）…2
- 告示第14号 市道路線の区域の変更（平成27年宇治市告示第125号）の一部取消し.....（建設総務課）…2
- 告示第15号 市道路線の供用の開始（平成27年宇治市告示第126号）の一部取消し.....（建設総務課）…2

公 告

- 公告第6号 予防接種の実施.....（保健推進課）…3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第3号 直接請求に必要な選挙人の数..... 10

公 営 企 業

- 公告第3号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更..... 10
- 公告第4号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し..... 10

**宇治市告示第10号**

令和元年6月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和元年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和元年5月31日

宇治市長 山本 正

1 期 日 令和元年6月7日

2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

宇治市告示第11号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和元年6月3日

宇治市長 山本 正

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

P a y P a y株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3東京ガーデンテラス紀尾井町

紀尾井タワー

2 指定代理納付者に納付させる歳入

モバイルアプリケーションを利用して納付される一般廃棄物
処理手数料

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和元年6月3日から令和2年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第14号

市道路線の区域の変更（平成27年宇治市告示第125号）

の一部取消しについて

市道路線の区域の変更（平成27年宇治市告示第125号）の一部を次のとおり取り消しましたので、告示します。

令和元年6月14日

宇治市長 山本 正

1 取消しをする路線

神明75号線

2 取消しをする理由

区域の一部が神明105号線と重複していたため。

宇治市告示第15号

市道路線の供用の開始（平成27年宇治市告示第126号）

の一部取消しについて

市道路線の供用の開始（平成27年宇治市告示第126号）の一部を次のとおり取り消しますので、告示します。

令和元年6月14日

宇治市長 山本 正

1 取消しをする路線

神明75号線

2 取消しをする理由

区域の一部が神明105号線と重複していたため。

公 告

宇治市公告第6号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、令和元年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

令和元年6月14日

宇治市長 山本 正

1 定期予防接種

種目		対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	時期	場所	
集団接種	BCG	生後1歳未満 (接種推奨月齢) 生後6か月		1回	3か月児健康診査時に推奨日を案内しています。 対象生まれ月の実施日に来られない場合は、市ホームページにて開催日を確認し1歳未満の別日にお越しください。	推奨月	(うじ安心館内) (健やかセンター)	
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌b型) ※1	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回	各回の間は27から56日(医師が認める場合は20日)までの間隔をおいて接種。	通年	予防接種協力医療機関	
			追加	1回	初回(3回目)終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。			
		(初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27から56日(医師が認める場合は20日)までの間隔をおいて接種。			
			追加	1回	初回(2回目)終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。			
		(初回接種開始) 1歳以上5歳未満		1回				
	小児用肺炎球菌 (13価) ※2 ※3	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種(初回(3回目)までの接種は1歳未満に行う。)			
			追加	1回	生後1歳以降、初回(3回目)終了後、60日以上の間隔をおいて接種(標準として生後12から15か月までの間に行う。)			
		(初回接種開始) 生後7か月以上12月未満	初回	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種(初回(2回目)までの接種は1歳未満に行う。)			
			追加	1回	生後1歳以降、初回(2回目)終了後、60日以上の間隔をおいて接種(標準として生後12から15か月までの間に行う。)			
		(初回接種開始) 1歳以上2歳未満		2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種。			
		(初回接種開始) 2歳以上5歳未満		1回				
		B型肝炎	1歳未満		3回			1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。
	4種混合 (DPT-IPV) ※4	生後3か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	初回	3回			各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。
				追加	1回			初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
	3種混合 (DPT) ※4	生後3か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	初回	3回			各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。
				追加	1回			初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
	不活化ポリオ (IPV) ※5	生後3か月以上90か月未満	初回		3回			各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。
			追加		1回			初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
	麻しん風しん混合 (MR)	生後12か月以上24か月未満	1期		1回			
		小学校就学前の1年間	2期		1回			
	水痘	生後12か月以上36か月未満		2回				生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。

日本脳炎 ※6	生後36か月以上 90か月未満 標準年齢※b	1期	初回	2回	各回の間は6から28日までの間隔において接種。
			追加	1回	初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔を おいて接種。
	9歳以上13歳未満	2期		1回	
2種混合（DT） ※7	11歳以上13歳未満	2期（ジフテリア・破傷 風）		1回	
ヒトパピローマウ イルス感染症 (子宮頸がん予防)	小学校6年生から高校1年生相当までの女子 (標準的な接種期間) 中学校1年生の間			3回	2回目は初回接種から1から2か月までの間隔をお いて接種。 3回目は初回接種から6か月後に接種。 (接種間隔は、ワクチンの種類により異な る。)

2 BCG実施日程

会場：健やかセンター（うじ安心館内）

受付時間：午後1時15分から午後2時30分まで

整理番号札を会場で配布します。

誕生年月	推奨月	日程	
平成30年10月生	平成31年4月	10日（水）	22日（月）
11月生	令和元年5月	7日（火）	23日（木）
12月生	6月	7日（金）	26日（水）
平成31年1月生	7月	9日（火）	26日（金）
2月生	8月	1日（木）	29日（木）
3月生	9月	9日（月）	24日（火）
4月生	10月	9日（水）	31日（木）
令和元年5月生	11月	15日（金）	25日（月）
6月生	12月	9日（月）	17日（火）
7月生	令和2年1月	6日（月）	23日（木）
8月生	2月	5日（水）	18日（火）
9月生	3月	10日（火）	26日（木）

3 接種間隔

違う種類のワクチンを接種する場合、規定の間隔を空けて次のワクチンを接種します。

4種混合（DPT-IPV）・3種混合（DPT）・2種混合（DT）・
不活化ポリオ・ヒブ・小児用肺炎球菌・
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・
日本脳炎・インフルエンザ・B型肝炎

1週間以上空ける

他の予防接種

BCG・麻しん風しん混合（MR）・麻しん・風しん・
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（水ぼうそう）・ロタ

4週間以上空ける

※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・・健康生きがい課

※a対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは母子健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）。

（注）対象年齢や接種期間等、決められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日（医師が認める場合は20日間）以上の間隔において追加の接種をしてください。

※2 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日以上の間隔において追加の接種をしてください。

※3 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日以上の間隔において追加の接種をしてください。

※4 4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、4種混合ワクチンを接種しましょう。
3種混合ワクチンで接種を開始し、不活化ポリオワクチンの接種が終了した方は、残りの回数を4種混合ワクチン又は3種混合ワクチンを接種することができます。

※5 4種混合ワクチンは、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種を開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※6 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日生から平成19年4月1日生）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた人で、3歳以上7歳6か月未満の間に1期が終了していない場合は、9歳以上13歳未満の間は定期接種として1期の不足回数分を接種することができます。

※7 4種混合ワクチン又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について
定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別の事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり）に定期予防接種として接種することができます。

※平成31年2月の予防接種法施行令の改正により、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る定期予防接種の対象者となります。

令和元年度 予防接種協力医療機関

【宇治市 病院】

医 療 機 関 名	接種医師名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	*実施種目						
						ヒブ肺炎球菌	B	4	3	ボ	麻	風
宇治武田病院	仲裕美子・菊地顕	611-0021	宇治里尻36-26	25-2500	25-2353	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会病院	丸山立憲・牧野茂・重松陽介・栗國仁志・篠塚淳・瀧岡建城・竹田彬一・牧原浩・高田秀一・河辺公志・竹本隆博・田中俊樹・斎藤昌彦・大山和恵・小林都	611-0041	横島町石橋145	20-1111	20-2336	●	●	●	●	●	●	●
都倉病院	都倉隆	611-0021	宇治山本27	22-4521	20-3987	●	●	●	●	●	●	●
六地藏総合病院	才田玉喜・伊藤洋子・白井千晶	611-0001	六地藏奈良町9	33-1717	32-8718	●	●	●	●	●	●	●

【宇治市 診療所】

医 療 機 関 名	接種医師名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	*実施種目						
						ヒブ肺炎球菌	B	4	3	ボ	麻	風
あさくら診療所	河本一成・池野文昭・富岡裕彦・平松まき・上赤賢司	611-0033	大久保町山ノ内19-1	46-5151	46-5207	●	●	●	●	●	●	●
浅妻医院	浅妻典子・中村右子	611-0044	伊勢田町名木3-1-30	44-3888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●
あべじゅん婦人科	阿部純	611-0013	菟道荒嶺1-50	46-3639	46-8445	●	●	●	●	●	●	●
いかだ医院	俊明子	611-0014	明星町2-9-83	23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	石野雄一	611-0001	六地藏奈良町74-1 パデジオン六地藏 サ・ミッドモール2階	38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●
小児科 いしはらクリニック	石原由理・濱中佳奈	611-0003	平尾台4-5-2	38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	今林丈士・今林誠次	611-0042	小倉町西浦88-39	21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●
上田診療所	上田通章	611-0013	菟道平町17	22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	宇田裕子	611-0021	宇治式番48-1	23-2166	24-6632	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	大石嘉啓・大石博・大石嘉恭	611-0002	木幡陣ノ内20	31-3354	33-5834	●	●	●	●	●	●	●
大石木幡医院	大石明人・大石律子	611-0002	木幡大瀬戸46	33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●
大石三室戸医院	大石律子・大石明人	611-0013	菟道荒嶺28-3	24-3306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	小田部榮助・小田部修	611-0001	六地藏町並32	32-5205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●
おぐいへつ医院	小柳津治樹	611-0043	伊勢田町南山52-6	41-6013	41-6013	●	●	●	●	●	●	●
かどさか内科クリニック	門阪庄三	611-0003	平尾台4-3-2	31-1077	31-1087	●	●	●	●	●	●	●
上ノ山吉岡医院	吉岡うた子	611-0033	大久保町上ノ山21-1	43-4181	45-2760	●	●	●	●	●	●	●
こいずみ医院	小泉修一	611-0027	羽拍子町82-1	48-1240	48-1241	●	●	●	●	●	●	●
こうどう小児科	幸道直樹・幸道和樹	611-0013	菟道西集上り4-23	33-3886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●
小山医院	小山正彦・小山栄子	611-0002	木幡御蔵山39-602	31-5455	33-3755	●	●	●	●	●	●	●
小山内科医院	小山邦彦	611-0033	大久保町北の山24-1 ホクユービル4階	46-3211	46-3030	●	●	●	●	●	●	●
才田小児科医院	才田達	611-0032	幸山台1-9-2	48-3112	48-3318	●	●	●	●	●	●	●
笹平診療所	柏谷亘	611-0042	小倉町南堀池109	21-4523	24-7783	●	●	●	●	●	●	●
曾我産婦人科	曾我洋士	611-0043	伊勢田町大谷61-22	20-0006	22-8217	●	●	●	●	●	●	●

[illegible]

【城陽市】

医 療 機 関 名	接種医師名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	＊実施種目											
						ヒブ肺炎球菌	B	4	3	ボ	麻風	麻	風	水	日	2	HPV
うめかわ内科クリニック 大槻内科医院 大原クリニック 岡田診療所 鹿野医院 狩野内科 亀岡医院	梅川常和	610-0121	城陽市寺田高田55	54-7808	54-7807	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	大槻雄三・大概悠美	610-0102	城陽市久世上大谷102-8	58-0232	58-0232				●	●	●	●					
	大原亮	610-0121	城陽市寺田今堀152-38	54-0148	54-0090	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	岡田豊子・岡田勝彦・三好和裕	610-0121	城陽市寺田今楠13	52-7772	55-5526	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	鹿野啓子・鹿野康治	610-0111	城陽市富野西垣内21	52-0441	56-2516	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	狩野康之	610-0101	城陽市平川釜木12-3 綿利ビル1F	56-5567	56-5568	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
きだ内科クリニック	亀岡信彰	610-0117	城陽市枇杷庄鹿背田87	53-7183	53-7183	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	紀田康雄	610-0101	城陽市平川山道46-25	54-5456	54-5458							●	●				
	青谷裕文・中川雅生・澤井俊宏・米田真紀子・中野博美・丸山恭平・中川達哉・松井浩之・宮永一・國枝泰史・立石周平・前田利郎・伴尚美・辰己菜津子・辻和宏・堀居雄介・吉岡律子・西山瑞穂・三谷大洋・水田晶子	610-0101	城陽市平川西六反44	54-1113	54-1115	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	栗山政憲	610-0121	城陽市寺田深谷64-12	56-2199	56-2199	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
コクラ医院	アルデリアヤース恵・元好朋子・清水貴美・川上明・中谷光一・山南将志	610-0102	城陽市久世下大谷18-111	52-2479	52-8822	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	阪井久広	610-0101	城陽市平川山道46-25-2	66-1252	020-4663-6409	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
杉山医院	杉山京子	610-0121	城陽市寺田新池135	52-2713	52-3200							●	●			●	●

[illegible]

【久御山町】

[illegible]

【京都市】

[illegible]

9

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第3号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な令和元年6月3日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和元年6月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3, 107人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51, 771人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 886人

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第3号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和元年6月14日

宇治市長 山本 正

指 定 番 号	変更前	変更後
第110号	村瀬設備工業	株式会社村瀬設備
第200号	能勢設備工業	能勢設備工業株式会社

宇治市上下水道事業公告第4号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第11条第1項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和元年6月14日

宇治市長 山本 正

指定番号 第78号 光工業

みやもとこどもクリニック	宮本良平	612-8102	伏見区道阿弥町154-3 リビエール桃陵1F	075-622-2436	●	●	●
もり小児科クリニック	森啓之	612-8012	伏見区桃山町遠山69 スキップコート2F	075-603-7178	●	●	●
若泉クリニック	若泉克次・若泉悟	612-8136	伏見区向島四ツ谷池14-27	075-622-2425	●	●	●

*実施種目

ヒブ（インフルエンザ菌b型）

肺炎球菌

B型肝炎

4種混合（DTT-IPV）

3種混合

不活化ポリオ

麻しん風しん混合（MR）

麻しん

風しん

水痘（水ぼうそう）

日本脳炎

2種混合（DT）

HPV

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外について・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）について・・・健康生さがい課

*問合せ先：